

平久保半島ファースト認定制度 審査基準

「平久保半島共同憲章」の理念に基づき、以下の項目について評価します。

大項目	中項目	取組例
1. 星空保護と景観維持	(1) 光害の抑制と星空環境の保護	・平久保半島の星空を保護するため、光害を増やさない取り組みを行っている。 ・屋外照明に上方への光漏れを防ぐカバーを設置している。 ・夜間の不要な照明を消灯、または減光している。
	(2) 地域の統一景観への配慮	・看板の色、街灯の色、建物の高さを統一することを推奨し、地域全体の景観を保護する取り組みに協力している。
2. 自然環境の保全（海・山・水資源）	(1) 海・山の環境保全	・事業活動に伴う赤土等の流出防止対策を講じている。 ・地域の海岸や道路の清掃活動に定期的・積極的に参加・協力している。
	(2) 水資源の保全	・大規模開発に伴う地下水資源の異常利用を阻止し、地下水資源を保護する取り組みに協力している。 ・節水を心がけ、水使用量を減らす工夫を行っている。
3. 資源の循環利用と省エネルギー	(1) 省エネルギーの推進	・LED照明や省エネ性能の高い機器を導入している。 ・再生可能エネルギー（太陽光発電等）を導入・活用している。
	(2) 資源の有効活用	・廃棄物の分別を徹底し、リサイクルを推進している。 ・使い捨て製品の使用を控え、リユース可能な製品を積極的に利用している（例：ストロー等プラスチック製品の使用抑制）。

4. 歴史・文化の継承と地域貢献	(1) 歴史・文化の尊重と継承	・平久保半島の歴史と文化を継承し、その保護を通じて地域の文化遺産を守る活動に協力している。
	(2) 地域コミュニティとの共生	・リゾート開発等において、地元住民が生活道路や海岸を自由に利用できる権利を守る取り組みに協力している。 ・平久保半島の自然環境と住民の生活環境を守るため、過度な騒音を発生させないよう取り組んでいる。
	(3) 地域経済への貢献	・地元の農産物や産品を積極的に仕入れ、メニューや商品開発に活用している。 ・地域の他の事業者と連携した商品開発やサービス提供を行っている。
5. 持続可能な産業の推進	(1) 持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）	・自然環境と調和した持続可能な観光を推進している。
	(2) 環境に配慮した農業・畜産業	・自然環境と調和した持続可能な農業を推進している。

【除外要件】

以下のいずれかに該当し、改善の意思が見られない場合は、認定を行うことができません。

- 平久保半島の星空環境や自然景観に著しい悪影響を与える行為。（例：過剰な夜間照明、無秩序な看板設置など）
- 海の環境や水資源に明らかな悪影響を与える行為。（例：不適切な排水、廃棄物の不法投棄など）
- 地域住民の生活環境（騒音、交通など）やコミュニティとの間に、解決困難な著しい軋轢を生じさせている場合。
- 平久保半島共同憲章の理念に反する行為が明らかな場合。